

# 入札説明書

令和7年度島根県原子力防災資機材(NaI シンチレーション・個人線量計)調達業務に関する一般競争入札については次のとおりとする。

なお、本件は電子入札対象案件であり、入札参加資格確認申請及び入札手続きは、島根県電子調達共同利用システム(以下「電子調達システム」という。)により行うこと。

おって、やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札参加承認願を提出し、県の承認を得た後、書面により手続きを行うこと。

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名

令和7年度島根県原子力防災資機材(NaI シンチレーション・個人線量計)調達業務

### (2) 品名及び数量等

別添仕様書による

### (3) 仕様等

別添仕様書による

### (4) 納入期限

令和7年 12 月 26 日(金)

### (5) 納入場所

別添仕様書による

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する場合を含む。)でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和 45 年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目(大分類「機械器具類」-小分類「理化学機器」)に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

### 3 入札参加資格確認に関する事項

#### (1) 提出方法等

この入札に参加を希望する者は、令和7年9月8日午後3時までに、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を電子調達システムにより提出すること。なお、提出資料の電子ファイルの容量が10メガバイトを超えるときは、県の承認を得た後、持参し、又は簡易書留により郵送すること。

なお、書面による申請を認められた者は、次により提出すること。

(※入札参加確認申請の提出より先に紙入札承認願を提出し県の承認を受けること)

##### ア 提出場所

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
島根県防災部原子力安全対策課

##### イ 提出方法等

持参又は簡易書留による郵送(提出期限必着)

#### (2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(別紙様式1)

イ 誓約書(別紙様式2)

ウ 入札保証金免除に関する誓約書(別紙様式9、免除を希望される場合)

エ 見積予定の物品カタログのコピー(資機材はカラーで提出すること)

#### (3) その他

ア 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は令和7年9月9日午後5時までに電子調達システムの入札参加資格確認通知書により申請者へ通知する。なお、書面により申請書を提出した者については別途、書面により通知する。

ウ 資料作成等に要する費用は提出者の負担とする。

エ 提出書類は返却しない。

オ 提出書類は提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途には使用しない。

カ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### 4 入札手続

#### (1) 入札書

ア 電子調達システムによる入札

入札金額及び電子くじ番号を入力して提出すること。

イ 書面による入札

指定した入札書により提出すること。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出すること。

#### (2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載する

こと。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(3) 電子調達システムによる入札の期間

ア 令和7年9月 11 日午前9時から令和7年9月 12 日午後3時までとする。

イ 電子調達システムでは、入札参加資格確認通知書が発行されると上記の入札期間以前であっても入札書を提出できる状態になるので、入札参加資格確認通知書発行後、入札期間以前に提出された入札書についても、入札期間内に提出されたものとして扱う。

(4) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和7年9月 12 日午後3時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県防災部原子力安全対策課

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月 16 日午前 10 時 00 分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県防災部原子力安全対策課

(6) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則(昭和 39 年島根県規則第 22 条)第 62 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定する。

ただし、書面により入札書を提出した者があった場合は、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定する。

ウ 落札者の決定通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。

(7) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、再度入札を行う。

イ 再度入札の通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。

ウ 再度入札は、2回までとする。

エ 1回目の再度入札は、次のとおり行う。

(ア) 電子調達システムによる再度入札の入札期間

a 電子調達システムによる入札の期間

令和7年9月 16 日午前 10 時 05 分から午前 10 時 30 分までの間に、電子調達システムの再入札通知書で通知する時間とする。

b 書面による入札の日時及び場所

令和7年9月 16 日午前 10 時 30 分までに、(4)イの場所へ持参すること。

c 開札の日時及び場所

令和7年9月 16 日午前 10 時 35 分に、(5)イの場所で行う。

(イ) 2回目の再度入札

a 電子調達システムによる入札の期間

令和7年9月 16 日午前 10 時 40 分から午前 11 時までの間に、電子

調達システムの再入札通知書で通知する時間とする。

b 書面による入札の日時及び場所

令和7年9月16日午前11時までに、(4)イの場所へ持参すること。

c 開札の日時及び場所

令和7年9月16日午前11時05分に、(5)イの場所で行う。

オ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行う。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

なお、随意契約の協議以降の手続は、電子調達システムによらず、書面により行う。

(8) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(9) 郵便入札

郵便による入札は認めない。

(10) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札は無効とする。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

(11) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続を行うこと。

ア 電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出すること。

イ 書面による入札の場合は、入札執行前には入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中には、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(12) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

(13) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県(原子力安全対策課)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 5 入札保証金に関する事項

(1) 島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加資格者が入札書に記載する契約希望金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるもの

とする。)の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。(別添「入札保証金の取扱いについて」を参照)

- (2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか、国債、地方債、その他の有価証券の提出をもって代えることができる。
- (3) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札した者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。
- (4) 入札保証金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

## 6 契約

### (1) 契約条項

- ア 別添契約書(案)のとおりとする。
- イ 前金払い、部分払いは行わない。

### (2) 契約書の作成

- ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により、14日以内に契約を締結するものとする。
- イ 地方自治法施行令第234条第5項の規定により知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

### (3) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (4) 契約保証金

- ア 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。
- ウ 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。
  - ① 納付場所 出納局審査指導課審査第一係
  - ② 納付時期 落札の日から14日以内
- エ 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する

## 7 紙入札参加承認願

- (1) 書面による入札を希望する場合は、紙入札参加承認願を提出すること。
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおりとする。
  - ア 提出期限 令和7年9月1日(月)午後3時まで
  - イ 提出場所 上記3(1)アの場所
  - ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送(提出期限必着)
- (3) 提出のあった承認願については、提出期限締め切り後に回答する。

## 8 質問

質問がある場合は、電子調達システム又は書面により令和7年9月1日午後5時までに提出すること。回答については電子調達システムにより随時行うが、やむを得ない事由により電子調達システムを閲覧できない者については、書面により回答するので、質問時に書面による回答を希望する旨を連絡すること。

なお、入札後、入札仕様書関連書類等の不知又は不明を理由として異議を申し

立てることはできない。

(書面による提出先)

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力防災対策室

TEL:0852-22-5696 FAX:0852-22-5600

## 9 入札説明書添付書類

入札参加資格確認申請書	別紙様式 1
誓約書	別紙様式 2
入札説明書及び入札仕様書に対する質疑票	別紙様式 3
委任状	別紙様式 4
入札書	別紙様式 5
入札書 (委任する場合)	別紙様式 6
入札辞退届	別紙様式 7
紙入札参加承認願	別紙様式 8
紙入札書に関する注意事項	
入札保証金の取扱いについて	
入札保証金の免除に関する誓約書	別紙様式 9